

第三十八回国会  
衆議院  
科学技術振興対策特別委員会議録 第十七号

(五〇三)

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事菅野和太郎君 理事齋藤 憲三君

理事中村 幸八君 理事前田 正男君

理事岡 良一君 理事岡本 隆一君

理事原 茂君

有田 喜一君 保科善四郎君

石川 次夫君 山口 鶴男君

内海 清君

出席国務大臣

国務大臣 池田正之輔君

出席政府委員

科学技術政務次 松本 一郎君

官 総理事務官 紅 文吉君

(科学技術庁原 子力局長)

委員外の出席者

総理事務官 井上 亮君

(科学技術庁原 子力局長)

厚生事務官 河角 泰助君

(公衆衛生局企 画課長)

厚生技官 磯田 功君

本日

の会議に付した案件

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

(内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案

(内閣提出第一〇七号)

山口委員長

これより会議を開きます。

原子力損害賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。岡良一君。

○岡委員 昨日この委員会に御出席になった中島参事人の意見には、われわれもいろいろ学ぶところがありました。これに関連いたしまして、幸い、厚生省の企画課長もお見えでございますので、広島、長崎における被爆者の医療に關して、先般の国会で特例が法制化されたのでございますが、その内容をこの機会に御説明を願いたいと思ひます。

○河角説明員 ただいまお話がありました、広島、長崎の原爆の被爆者に対します医療関係の法律の中身について御説明申し上げます。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律というものが昭和三十三年三月に制定されたもので、昨年、たゞいま御指摘の通り一部改正を受けておるわけでありまして、その内容につきましては、国が原爆被爆者の現在置かれております特別の状態に鑑みまして、健康診断及び医療を行なうことをこの法律ではうたつておるわけでございます。その場合に、被爆者というものを一応この法律で定義いたしておりまして、原子爆弾が投下されました際に、当時の広島市、もしくは長崎市の区域内または政令で定めるこれらに隣接する区域内にありました者、大体大ざっぱに申し上げますと四キロないし五キロ

ロくらい、爆心地を中心にしたしまして円を描きまして、その範囲にありました者、これを私ども直接被爆者と申しております。それから、第二番目に、原子爆弾が投下されましたときから起算をいたしまして、これも政令で期間を定めておるわけでございますが、二週間以内の間に、これも一番最初に申し上げました直接被爆者の区域をさらに二キロぐらいのところに入り、爆心地から二キロぐらいのところに入り、これを三番目に、今まで申し上げました者のほかに、要するに、原子爆弾が投下されました際に、たとえば、死体の焼却でございますとか、あるいは死体その他、特別に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情にあった者を第三番目に掲げております。それから、以上の者が被爆した際に胎児であった者、これを第四番目に掲げております。以上が大体被爆者の範囲で、これらの被爆者は、都道府県知事の手帳を交付することによって認定いたしておるわけでありまして、現在約二十一万一人ほど、そのうちで、広島、長崎の市、県を含めると十八万人ぐらいが現在も広島県、長崎県に住んでおる者であります。

これらの被爆者に対して、この法律ではどういうことをやっておるかといふことと、まず、最初に、健康診断でございます。これは年に二回、政令のきめるところによりまして健康診断をいたしております。健康診断の際に、特に精密検査を要するような者は、さらに精密検査をいたすというようなことで、一般の健康診断と精密健康診断、こゝろ二段階がまえで健康診断をいたしておるわけでございます。それから、さらに、精密検査の結果、原子爆弾の放射能に起因いたしまして疾病にかかり、あるいは負傷して治療を要するような状態にありまする者は、これに對しまして国が医療費を給付いたしております。これは現在約二百ばかりの医療機関を指定いたしまして、その中に、御承知のように広島、長崎の原爆病院がありますが、そこで医療をすることになっております。これが医療にかかります場合には、あらかじめ、当該の負傷または疾病が、原子爆弾の障害作用に起因しておるということを厚生大臣が認定しなければならぬが、その場合に、大へん医学的に困難な認定でございますので、法律で原爆被爆者医療審議会というものを厚生省の中に置きまして、そこにかかけまして認定をいたしておるわけでございます。

ただいま申し上げましたのが、三十二年度に過ぎ上がった当初の法律の内容の概略でございますが、さらに、これが昨年の国会で改正されました。改正されました原因としましては、原爆被爆者審議会の認定にかかりまして、いわゆる原爆症と申しておりますが、原爆症と認定されますのに非常にむづかしい問題がございますので、現在約五千人くらいでございますけれども、その認定に漏れます方々の中で、かなり疾病に苦しんでおられる方がおるようでございます。それから、原子爆弾の影響で疲れやすいとか、あるいは根気が続かないというようなことで、からだの不調を訴えておられる方もございます。そういうような方々を何とか手を広げて救えないかというところで、それを主眼にして改正されましたのが昨年の改正でございます。その中身は、先ほど申し上げました約二十一万被爆者の中で、さらに、かなり高度に放射線の影響を受けておるといふものを、法律上特別被爆者という制度を作りまして、これが実数でございますが、そのような方々に対しましては、除かれた特別の疾病以外の普通の疾病にかかりました場合に、その医療負担がかからないようにしてあげようというところで、例を引いて申し上げますと、たとえば、健康保険にかかっておられる方が、家族が特別被爆者であるという場合は、御承知のように半額出すわけでございますが、そういう自分のふところから持ち出す分を、国が医療費としてカバーしてやるというような制度を作りまして、これは昨年の八月から施行になっておるわけでございます。

それから、もう一つは、改正前の法律で認められておりますいわゆる原爆症患者が、原爆医療を受けております間働けなくて困つておるというよう

場合に、一定の所得制限を設けまして、それ以下の所得であります場合には、月額二千円程度の医療手当を支給することにいたしました。これが昨年の改正の第二点でございます。

それで、話が前後いたしますが、特別被爆者を、しからばどういふふうに認定したのか、どういふふうなことできめたのかということになるわけでございます。これは政令でできまっております。これは二キロ以内で被爆された被爆者、これを推定いたしました。この方々を特別被爆者といいたしました。それから、それ以外の方で被爆された方々、それから、原爆症に一人かかるとも原爆症を免するぐらいの放射能を受けたというふうな方々については、それ以後の疾病を、今言ったようにカバーするという事で認定いたしましたわけでありまして。

それから、さらに、二キロ以外で被爆された方々でも、その中で、二キロ以内の地に二週間以内にお帰りになっている方々については、健康診断の結果、ある種の症状を起しておるといいます。その特別被爆者の現在までの数は、先ほどお話ししました全体の約二十一万の被爆者のうちで約四割程度、八万ぐらいの数になっております。

以上が一応法律の内容でございます。以上が一応法律の内容でございます。

方は、特別被爆者あるいはそれ以外の被爆者でどのくらいおられますか。

○河角説明員 特別原爆症として認定されております法律改正前の患者は、累計でございまして、約五千人程度、それから、一般疾病の特別被爆者の場合でございますが、これは医療費払いで、件数で出て参りますので、人数はまた的確には把握していませんけれども、先ほど申しましたように、被爆者のうちの約四割の八万人が特別被爆者ということ、かぜを引いたり、普通の病気にかかりました場合には、医療にかかっているという状態でありまして。

○岡委員 原爆症というのは、具体的にどういふ病気をさしてありますか。

○河角説明員 ただいままで原爆症と認定された約五千人の患者の疾病分類を見ますと、そのうちの約六五％が血液関係の疾病で、たとえば、再生不良性貧血でございますとか、あるいは白血球の異常とか、あるいは白血球というふうな血液関係の疾病が約六五％であります。それから肝臓疾患、肝臓機能障害が一六％くらいでございます。それから悪性新生物、これが二・七％くらいになっております。そのほか内分泌関係の異常、それがごくわずか、それから、当初はかなり白内障その他の疾患とか、外傷性疾患、ケロイドその他でございますが、そういうふうなものがございます。現在のところ、眼疾患はかなり減りました。約三％であります。それから外傷関係が一〇％くらいというふうな疾病分類になっております。

○岡委員 現在治療を受けておられる方は、特別被爆者あるいはそれ以外の被爆者でどのくらいおられますか。

○河角説明員 認定疾患に、現在月々出て参りますものになりまして、大体審議会を年に六回程度やって、おられますけれども、それまでにたまりますのが、多いときは四百件くらいでございます。もちろん、これは全部審議会におかけするわけではございません。三十二年に法律ができました。疾病類型といいますが、そういうものがある程度固まっておりますので、そのうち、特に問題になりますものを二十件内外ずつおかけするというふうな状況でございます。

○岡委員 そすると、大体十年経ても二千五百件くらいは申請があるというわけでございますね。それから、遺伝的な障害、これはどう取り扱っておりますか。

○河角説明員 これは、今のところ審議会でも取り扱っておりません。それから、特別被爆者の一般疾病の場合でも、遺伝的疾患と先天的疾患、そういうふうなものは除いております。

○岡委員 あなたの方は専門だと思っておりますが、どうですか、広島、長崎のケースの場合で、遺伝的な障害というものは、どういふ種類のものがどの程度出ておりますか。

○河角説明員 遺伝的状況につきましては、各方面でいろいろ調査研究をやっております。その結果によりまして、たとえば、研究の方でいたしましたのは、広島市の被爆者の妊娠せられたお母さん方を登録しておきますとか、それから、新しく被爆者から生まれま

した新生児の先天的異常状況はどうかというふうなことを調べております。

○岡委員 ミクロセファルスなどが長崎や広島でかなり統計的に多いということ、それは新聞なんかで見ましたが、あれは、そうすると何かの誤伝なんですか。

○河角説明員 ミクロセファルス、小頭症でございますが、これは、今企画課長から御説明申し上げました四号の被爆者、すなわち、被爆の場合に母親の中にありました胎児であります。この胎児の中で、頭の径が短いという人があったという事は確かでございます。しかし、これは胎児の場合の影響でございます。遺伝的影響でないという事になっております。

○岡委員 なくなった場合に、どういふふうな給付があるのですか。

○河角説明員 死亡時の給付につきましては、この法律では別に規定はございませんので、そのままになっております。

○岡委員 治療ですが、これは専門の

○河角説明員 主として認定患者にしろばらけるわけでございますが、現在までのところ、約五千人の認定患者のうちで、三十二年度から三十六年、主として三十五年まででありましたが、こちらへ届け出られました者が二百五名となっております。それから、医療を中止いたしました者、これははつきり治療したものであるか、あるいは症状が固定してだめになったものであるか、これははつきりしませんが、いずれにしても、医療を中止いたしました者が、届け出では約百名。

それから、先ほどの十年たつて年間のうちに新しく発生するかどうかという御説明で、私は、医療患者の取り扱いは御説明いたしました。一応年次別に認定いたしました数がございまして、それを申し上げれば、どのくらいふえるかということがわかるかと思っております。御参考までに申し上げますと、三十二年、これは法律の始まりでした年でございますが、千九十一名の方に認定いたしましたのが、三十三年では千六百八十二人、これは千九十一人にプラスであります。三十四年だけでは千十三名、三十五年では千九十二名というふうなことでございまして、ただいまのところ、大体年々千名程度が新しく加わっている、こうお考えになればよろしいのじゃないかと思っております。

○岡委員 治療ですが、これは専門の

すが、これを見ると、重症患者では、輸血が全部で二千七百cc、プラズマが二千六百cc、これは救急な措置として必要かと思いますが、そのほかリンゲルが五百ccを十数回、五〇%のブドウ糖四百ccを十数回、五〇%のビタミンK、C、P、ルチン、ビタミンB1、B6、B12、それから、ベニシリン、ストレプトマイシン、アクロマイシン、こういうものを注射して疾病を予防してあるが、普通、健康保険とか国民健康保険の従来の治療指針では、割合こういうことが制限をされておるわけですね。だから、ビタミンの注射というようなのはかなりストリクトに制限されておる。それから、血液病があるからといって、ビールが入って化膿するといふ、いわば間接的な障害をあらかじめ予防するためのベニシリンやストレプトマイシンの使用というものは、実は制限されておるわけですね。ところが、この放射能障害者にはこういうものをほとんどんやっていたいかなければならないという状態にある。こういう点は、やはり思い切りやらせておられますか、それとも、健康保険や国民健康保険の治療指針通りの治療しか受けられないということになっておるのですか。

○福田説明員 思い切りやらせておると申し上げてよろしいと存じます。詳細には、たとえば、原子爆弾の後障害症の治療指針というものを原爆医療審議会に諮りまして、この治療指針に従いましてやったと思えますけれども、この場合の治療指針と申しますものは、原爆症の特異性にかんがみまして、相当いろいろの治療をやることができるといふことになっております。

○岡委員 治療指針にそういう特例があるわけですね。  
そこで、政府側にお尋ねしたいのですが、今御説明をいただきました広島、長崎の被爆者に対する医療に關する特例は、これは、われわれが今審議しておる原子力災害の損害賠償に非常な大きな示唆を持っていると思う。広島、長崎の被爆者が、戦後十五年かかってどうやらここまで来た。そこで、これらの人に対する損害賠償という場合に、この原爆症に対する特例という措置を大いに参考にすべきであり、また、これしか日本には参考にできるデータがないと思う。これは長官にでも聞かなければいかぬと思うが、この法律の立案に当たった局長なり松本次官なり、どう考えておられるか。

○紅政府委員 ただいま厚生省の方から詳細にわたって御説明いたしましたので、われわれも、やはり今後賠償法の運用にあたりまして大いに参考にしたいといふことを申し上げたいと思ひます。

○岡委員 問題は、この人に与えられた損害が、はたして放射能に基づくものであるかどうかという認定が、広島、長崎の場合は爆心地から五キロ以内、あるいは二週間以内で二キロ以内へ入ったという、その事実でもって原爆手帳を渡しておる。そして、特に特別被爆者については、他の疾病についても、あるいは国保の二分の一負担に比べて、健保の家族の二分の一負担は特にやっておる。さらに必要な場合には二千円程度のものを、所得制限はあるが、やっておるという状態ですね。ところが、事実問題として、これは瞬間に爆発している。十の十四乗というように巨大な放射能を受けておる。ところが、これはそういう激しい瞬間的な爆発によるエネルギーの放射でなくとも、慢性的に出てきた場合、むしろ急性に出てきたときよりも、慢性の方が、疾病という立場からいって危険だと思ふ。わからないのです。非常にわかりにくいのです。だから、そういう場合に、一体それがこの原子炉なら原子炉の事故に基づいたものかどうかという認定を、付近の者に対して何を基準にして認定をするかということが非常に大事な問題になってくると思うのです。これは、この法律案を作られるならば、追って研究すべきテーマではなく、この法律案と同時に、やはりわれわれの納得のいく方針というものがあつてしかるべきだと僕は思う。すでに広島、長崎では、距離でも無条件に原爆手帳を渡しておる。しかし、原子炉の事故というになると、その規模によつて、距離というものはこれは言えないと思う。しかしながら、これは、その従業員はもとよりやっているとありますが、しかし、もし万一にも原子炉の事故があつた場合には、その損害を受け得る可能性のある地域の住民に対して、不斷に線量管理をやつて、原爆手帳をやつて、君はどこそこにおつたのだから、その法律の所定の資格があるのだという認定ではなく、毎年々々、あるいは一年に二回くらい、何かカウントなら何かカウントとこの放射能をはかつておかなければならぬ。そうでなければ、さて、病気になつたときに何ら物的な筆証がないわけですから、それでは私は非常に不親切だと思ふ。いかに法律の上で援助すると

いったところで、しかも、最後は法廷に出さなければならぬ。法廷に出してみれば、物的な筆証がないということになつたのでは、この法律案というのは結局結局がさるになるわけですね。これは具体的に何か方針を持つておられるか、こうすべきものかどうかというふうな率直な意見があつたら、これは局長でも井上君でもいいですが、お答えを願ひたいと思ひます。

○紅政府委員 前会と申しましょるか、以前の本委員会における質疑で、岡先生からたびたびその点について御質疑があつたわけでありまして、われわれは、できれば客観的な基準といふようなものを見つけないと思ひわけてござりますが、何しろ、ただいまのお話のように、広島、長崎の原爆の先例以外にそのような例を用いることができません。すなわち、その瞬間的な爆発でない常時の放射能の被害といふものがキャッチできませんので、ただいま直ちにどういふ検討をするといふことはできかねるのでござりますが、諸外国における例等も十分に研究して、また、現に一部は研究しつつありますが、研究していくということにいたしております。同時に、現在の放射能の状況というものにつきましましては、原子力施設を置いておられます場所におきましては、常時モニタリング・ステーションを置きましてその放射能をはかつておられます。と同時に、また、全国的にわたりますと、これは主としてフォールアウトの關係でござりますけれども、放射能の状況を、委託費を出しまして、都道府県の方で調査していただいております。従いまし

て、常時のデータというものは一応整えていつております。なお、昨日石川委員からも御質問がありました点にも触れるわけでございますが、原子力施設の構内のみならず、その構外の監視のため、いわゆるモニタリング・ステーションを置くという話し合いを、たとえば東海村におきましては県当局と進めております。そのようにして、万一不幸な災害が起りましたおりに、それがどの程度の災害であるといふことが比較検討できるような状況に置くことはもちろんでございますが、現にそのような措置を一部とりつつあるといふことでございます。

○岡委員 あなたの局長の考え方について間違ひがありません。あなたは専門じゃないからかもしれぬけれども、問題は、諸外国を見る必要は何もない、日本の資料を持つておられるんですよ。その資料に基づいて、広島、長崎における医療の特例というものができておる。しかも、これはやはり十五年にわたる被爆者のなみなならぬ努力の結果これはできておる。何も諸外国を見る必要はない。全国に二十カ所足らずのシンチレーション・カウンタを置いてフォールアウトを調べるといふことはナンセンスだ。そんなことはこの法律と何の関係もない。だから、付近の住民は何かカウントなら何かカウントの放射能を現に持つておるかといふことを調査しなければ、さて、いよいよ病気になる場合、だれが何を理由にしないで、これが放射能に基づくものであるかどうか、認定できないじゃないかというところ。それだけをやるかやらないかということ。それをやりやらないかということ。それを僕は言つておるのですよ。

○紅政府委員 私の説明が足りなかつ

た点は申しわけございませんですが、やはり定期的な健康診断と申しますか、そのような措置はとっていきたくないと考えております。

○岡委員 健康診断だけでなく、線量管理です。船毛の放医研に一台ある。最近、原研にも一台入ったという話ですが、東海村ならば、水戸の保健所なり、日立なり、久慈なりの保健所でやらなければいかぬ。これをやらないで、さて、事故が起こったら、しかも、今御発表のように、発病が十年、十五年後にだんだんふえてきておる、そういうものが、一体それが原子炉の事故によって放射能を受けたためかどうかというこの判定は、何かカウントと調べておかなければならぬ。それをやる気があるかどうか。一般的な健康診断じゃない、特殊な疾病なんだ。

○紅政府委員 現に、御指摘の通りに、原子力研究所に備えておいて、原子力研究所では、理事長初め従業員が、まず、手始めにはかりつつあります。また、一般住民にも、おいと及ぼしていかねばならぬわけでありまして、その点につきましては、県当局と目下話し合いをしておるのです。あなたの御提案の通りに運びたい、運ぶということをお願いしております。

○岡委員 東海村について言うと、コールドホール型炉を設置すべきか、いなかという公聴会のときにも、これはひとしく、茨城県知事も、東海村の村長も、議長も強くそのことを要請しておられる。国の費用で線量管理に必要な施設を作ってくれ、だから、この法律案の運用ということになれば、まず、そのことが一つのポイントになる。ほ

んとくにやられますか。マン・カウナーというのはいく台幾らするので

○紅政府委員 正確には原研に備えておるものは記憶に確かではございませんが、数百万円オーダーのものでございます。これは、先ほど御説明申し上げました通りに、まず、所では、理事長が過去において原子核の研究をやつていらつしやいましたので、相当放射線を浴びておるのです。まず、理事長がはかたところの写真も原研にございまして。そのほか、所員が次々と目下はかりつつございまして、それを、おいおいと付近住民につきましてもやつていきたい、はかたいていくことを申し上げておるわけでございまして。その点について、どういうふうな手順で、どうやるかということについて、県当局と話し合いを進めておるところでございまして。

○岡委員 その点は、やはり非常に重要なところなんです。だから、損害賠償をうたうならば、まず、いざというときには、一つの証拠をもって正当に請求権を主張し得るような前提を、こちらが与えてやらなければならぬという点です。ですから、これは専門的にどこどこに置くべきかというように、これは私もよくわかりませんが、できるだけ広範囲にちゃんとしておいて、毎年はおつてやるというように、それから、たとえば東海村について言うと、原子力研究所以外に今はモニターの施設がありませんか。

○紅政府委員 原子力研究所以外には、県の方で、先ほど御説明申し上げましたように、原子力研究所の構外と申しますかに置くところとしておるわけでござい

います。まだ現在置かれてはおりませんが、一応置くところとしておるということでありまして。

○岡委員 長官もこれされましたので、ちょっと長官にお尋ねしておきたいのですけれども、実は、今、厚生省の方においでをいただき、厚生省では、昨年の国会で長崎、広島における被爆者の医療に關する法律という法律を作られて、国会で成立しておるわけですが、大抵爆心地から半径五キロ以内くらいに住民約二十一万に原爆手帳というものを交付する、それから、さらに、原爆症をその後起こしたという既往症のある人たちは、特別の被爆者ということで認定をする、それで十年後でも十五年後でも、病気になるれば、特別被爆者ならば、他の病気になれば、やはり健康保険の家族の半額負担とか、国保の半額負担を免除して、全額国が見る、また、ぶらぶらと働けないというふうな状態になつておる人もあることだし、それから、そういう方には、ある程度の所得の制限を設けて、月二万円を出すというふうなことです。しかも、この三十五年までの三十二、三十三、三十四、三十五と、大抵新患が千名以上出ておるのです。しかも、なくなった方がその三年の間に三百名近く、二百六十名ほどあるのです。そういうふうな、放射能による人体の犠牲というものは非常に大きい。ところが、この法律では、一体放射能の照射を受けたために起こった病気かどうかという認定をどうしてするんだということがある。きりされておらない。もちろん、これは法律の運営として、技術庁の方で命令などで定めてもらわなければならぬでしようが、そこで、問題は、やはり

放射能を受けて、現在体内にどれだけの放射能の蓄積があるかということ、それを調べておかなければいけない。それも原研や放医研の従業員だけじゃなくて、やはり原子炉周辺の、ある適当と思われる地域内の住民には調べておかなければならぬ。調べておかないことには、最後は法廷の判決ということになる。法廷の判決というものが、現在どれだけにふえたかという事実の確証がない限りは、法廷じゃ問題にならない。水かけ論で、多くの場合泣き寝入りになる。そういうことから、広島、長崎の被爆者はなみなみな努力をやつた。また、政教も政府も協力して、十五年目にやつと広島、長崎における被爆者の医療の法律ができた。今申し上げたような大抵趣旨のものができておる。これは、私は、世界に誇るべき法律であるといつてもいいものだと思う。ということ、それだけの資料を持つておるのは日本しかないのです。だから、この法律というものを十分に咀嚼して、そうして、この損害の賠償の場合にはどう当たるかということ、ぜひ科学技術庁として、あるいは原子力委員会として、十分に検討してもらつてということが一つ。そこで、問題は、線量管理といいますが、たとえば、原子力研究所の近くの村に住んでおる人を全部マン・カウナーという機械もあるのに入つておるのだから、その中へ入れれば、この人は現在どれだけの放射能を今日まで持つておるかということがわかるわけです。それは大したお金はかからぬ、八百万程度だといふこ

とです。これは当然原子炉施設の周辺の人たちにせめて適当な回数、年一回でも二回でもいい。これは専門の方の判断に私はおまかせすることにしますが、してやつておかなければならぬ。してやつて、線量を毎年はかつておかないと、これがたして放射能に基づくかどうかということで、いざというときには非常に問題を起してくるから、これは私は国費でやるべきだと思う。ぜひ国費でこれはやるべきだといふことです。できるだけ御趣旨に沿いたいというふうなお話もありましたけれども、これはぜひやらなければいかぬ。これをやらなければ、この法案はほんとうにさるになります。この点について、まず、一つ長官の責任ある御所信を承りたい。

○池田(正)國務大臣 今のお話は、ごもつともなことで、あくまでも政府は責任を持つて第三者の被害者を保護するということとは当然でございます。この法律には詳しいことは出ておりませんが、その趣旨は盛られておるはずであります。しかし、これからこの運営あるいは実施面において、今おっしゃつたやうないろいろな具体的な問題が出てくると思ひます。それらについても、これはマン・カウナーというものが原研にあって、あなたが今おっしゃつたやうに、東海村、あの近所の町の人たちなんかに当然そういう方法で手を差し伸べて、しかし、それ一つで足りなければ、それは八百万なんか大したことであります。ことしの予算ではちよつと無理かもしれません、大したことなくやないです。できることは当然やらなければならぬと思ひます。なお、御承

は補償してもらえないのか、あるいはどのくらい自分たちは補償してもらえないのだろうかという点が、実は素朴な住民感情としては、この法案を検討した結果出るところの当然の疑問だろうというふうに関心するを得ないわけですね。それから、あと一つといたしましては、この法案に直接の関係じゃないのをごさいますけれども、きのう中島参事人に伺いますというところ、退避訓練などというものもやっておらないといつてもよいくらいであります。そうなりますと、一体事故ができた場合に、どうやって、どこでどういう連絡機関によってこの退避をするんだということとそれ自体も明確になっておらない。こういうふうに、この法案が出るに際しては、第三者の損害を補償するんだというところが主になってこの法案が出たのであれば、当然その前提条件を満たすのだということが先決問題

でなければならなかったはずだ。こうわれわれとしては考えざるを得ないわけです。この法案に直接関係のある事柄ではないわけですが、私が今申し上げました範囲内において、この前提条件の中で、この法案に関連して、何とか政令あるいは施行細則という点で濃くたされるものがあるのかどうか、たと

えは、事故の認定、健康管理、綿量測定、こういふことについては、どこがやるんだということをお政令で定めるといふ意思を持っているか、あるいはまた、認定機関は一体どこにするかといふことを政令で定めて、これをはっきり明文化するといふお気持があるのかどうか、私が今申し上げましたような

周辺整備 安全基準あるいは許容量認定機関はどこになるか、あるいは健康

管理、線量測定というふうなものを一  
体どこでやるか、まあ、退避の問題は、  
この法案には直接関係はないでござい  
ます。ところが、今申し上げました個々の  
問題について、今度の法案に關連する  
ところの政令あるいは施行細則という  
ような形でこの法案でもって明文化さ  
れる、あるいははっきり明確にされる  
という点はどうか点がありますか。  
その点をまず伺いたいと思います。

○池田(正)國務大臣 大へん専門的な  
ことになってきましたようですから、こ  
れは私が間違えて変なことを言うとい  
いけません、ただ私の考え方としては、  
先ほど申し上げましたように、この  
法律それ自体が万全だとは考えてお  
りませんので、今後のいろいろな事態  
に処して、そういう第三者の損害等に  
つきましても、いわゆる議事答弁とい  
ったような無責任な、その場限りの  
考えでなしに、これは政府としても真  
剣に取り組んでやっていくべきもので  
もあるし、やっていかなければなら  
ぬ、かように考えております。

○井上説明員 ただいま最初の御質問  
に、この法案は第三者保護に重点が置  
かれていないで、どちらかといえば事  
業者の方に重点があるのではないかと  
いうようなお説があったわけござい  
ますが、実際の立法の趣旨は、そのよう  
には考えておりません。立法の趣旨と  
しましては、まさに、石川先生がおつ  
しやいましたように、第三者の保護の  
方に主眼を置いております。ただ、実  
際に損害を賠償いたしますのは、事故  
を起こしました事業者が被害者に賠償  
するわけでございますので、その事業  
者に資力がなければ被害者の保護に欠  
くることになるわけでございます。従

いまして、この法案では、損害賠償の責  
任を持つ事業者に対しては損害賠償  
措置を講じさせる、しかも、その損害賠  
償措置も相当巨額な額を想定いたして  
おりますので、その裏づけとなるよう  
な保険制度とか、あるいは保険だけで  
はカバーし切れないような場合に、国  
家が事業者と補償の契約をいたしまし  
て、被害者に一人も泣き寝入りさせな  
いというふうな考え方、事業者と国  
との補償契約あるいは事業者に対する  
国の援助というふうな規定はございま  
すけれども、実は、ほんとうのねらいと  
いたしておりますのは第三者の保護、  
被害者の保護というものが主眼でござ  
います。従いまして、この法案におき  
ましては、第一条にもありますように、ま  
ず、被害者の保護をはかるということ  
を第一に述べ、それから原子力事業の  
健全な発達に資する、というふうな表  
現にいたしているわけでございます。

次に、事故の認定の点でございます  
が、認定はだれがするのかということ  
でございます。御承知のように、ま  
た、先ほど大臣からお答えがありまし  
たように、本法は、いわば原子力損害  
の賠償に關します基本法的なものでござ  
いまして、言いかえしますと、通常の  
損害賠償は民法によつて処理されるわ  
けでございますが、民法では、原子力  
災害というふうな場合に、必ずしも適  
切な損害賠償措置はとり得ないという  
特殊性があるという意味で、民法の例  
外法をここに作つたわけでございます  
。そういう基本的な法律でござい  
ますので、こまかい規定はないわけ  
でございますが、実質上の措置によるこ  
とに相なっております。ところで、先  
ほどの事故の認定につきましては、非

常に急を要すると思ひます。事故であ  
るのかないか、事故が起つたか起こら  
ないかという点につきましては、非常  
に急を要すると思ひますので、まず、  
第一次的には、事業者が、放射能が最  
大許容線量を越えるような事態が起こ  
れば、直ちに警察組織によりまして県  
の警察に連絡をとる、同時に、地元  
の市町村役場にも連絡をとる、同時に、  
国にも連絡いたしますけれども、ま  
ず、一次的には、地元の地方公共団体  
に連絡をとる、そこで、地元県として  
は、正式に事故対策、事故のための警  
察権の発動というふうなことに相なら  
うかと思ひます。なお、さらに、事業  
者からももちろん国は直ちに連絡を受け  
けますけれども、県からも連絡を受け  
ても、それによりまして、国といたしま  
しても、この事故の拡大防止というこ  
とについて全力をあげるというふうな  
考え方を現在とつておるわけござい  
ます。ただ、先ほど大臣から御答弁が  
ありましたように、これらの具体的な  
組織化等の問題につきましては、現在  
県とも打ち合わせ中ではございますけ  
れども、さらに詳細な、しっかりした  
組織を作り出すために、今後引き続い  
て検討して参りたいというふうに考え  
ておるわけでございます。

○石川委員 大臣からは、非常に積極  
的に、誠意を持つて完全なものにする  
ために努力をすると言われましたが、  
その言葉は信じていたすけれども、  
そういう気持があれば、なぜ前提条件  
をもつと早く満たすということに全力  
を注がなかつたか。これが具体化しな  
い、言葉の上で誠意を尽くすという  
ことを言われても、素朴な国民感情と  
しては、なかなか納得いきかねる点も

あるということ、今後とも、この法  
案をより完全なものにすることを一日  
も早く実現しなければならぬというこ  
とで努力をしていただかなければなら  
ぬと思ひます。ただ、私申し上げたい  
のは、この法案は、第三者補償が目的  
であることは言うまでもないわけであ  
ります。第一条に、「もつて被害者の  
保護を図り、及び」と書いてあります  
が、「及び」ではなくて、被害者の保  
護をはかるのだ、そのことによつて原  
子力産業の健全な発達をはかるのだと  
いうふうな趣旨でない、これは同時に  
並行の目的になっておつて、主目的で  
あるという形は明確になっておらぬ。  
しかし、主目的が第三者の補償であ  
る、また、そうしなければ原子力の健  
全な発達は実現させることができない  
のだということ、原子力産業の健全  
な発達ということ、もちろん目的で  
はありますけれども、第三者の補償と  
いうことが、この法に關する限りは主  
目的であるという点が明確であつても  
らいた、こゝろ考へるのであります。

それから、こまかいことをいろいろ  
申し上げてもなんでございますけれど  
も、認定機関は、まず、業者の方で連  
絡をとるといふべきけれども、業者  
は、ある程度のもので隠蔽しようとし  
る。これは非常に悪い言葉で恐縮で  
ございますが、なるべく表に出したくな  
いという気持が働くのは人情でありま  
す。従つて、第三者の気持として、こ  
れは事故であるというときには、すぐ  
に命令が出せる、認定ができるという  
ことではなければ、この法案の完全な施  
行は不可能である、こゝろ考へますの  
で、この点はぜひ早急に御検討願ひた  
いと思ひます。

それから、多少余談になつて恐縮で  
ありますが、実は、モニタリングを作  
る場合に、原研のうち、あるいはコー  
ルダールホール型炉の敷地のうちとい  
うことだけでなく、東海村でも作らな  
ければならぬ。実は、この間笑ひ話  
のシジミには放射能があるということ  
で、東京の市場でもんちやくを起こし  
たという話があるのです。業者が非常  
に心配をしまして、ほんとうにそう  
なのかという真剣な問い合わせがあつ  
て、私も苦笑をいたしましたのであり  
ますが、こゝろいうことがありますと、将来  
茨城県野原は、茨城県の魚はとい  
うようなことで、市場において立派が非  
常に不利になるといふことも考へられ  
ないものでもないわけでありました。こ  
れは笑ひ話かもしれませんが、全国的  
にモニタリングを作りまして、茨城県  
だけがそうではないのだというふうな  
データが出ないと、将来茨城県として  
は非常に困る事態になるということが  
考へられますので、この点も、今のこ  
ろはつづつそういう資料も出ておる  
ようでありまして、あわせて御  
検討をお願いしたいということを、要望と  
して申し上げます。

それから、この法案で、あと一つ大  
へん大きな前提条件を忘れておると思  
ふことがあります。それはどういふこ  
とかといふと、日本の特殊事情とい  
うものを忘れてこの法案は作られて  
おるのではないかと点であります。  
それは、なぜかといふと、日  
本が世界でただ一つ原爆を受けた被  
害国である。従つて、原爆症というも  
のに対しては非常に恐怖心を持つてお  
る。たとえば、世界原爆禁止大会とい

うようなものも、言うまでもなく、日本が中心となって世界的な大きな集まりになっておられますけれども、ほかの国が日本ほど原爆というものに対して恐怖心を抱いておられるかというところ、考えてもそれは考えられませんが、だからこそ、ウインズケールで事故が起きたというところ、そこに原因して私と私は考えております。しかしながら、話はつき道にそれですけれども、英国でも核兵器の禁止というところでデモをやつて、六百人も検束されたというところ、英国人といえども、徐々に核兵器あるいは放射能障害というもののおそろしさは理解し始めておると思ひます。けれども、まだまだ日本人ほどにはなつておらない。こういう前提で、この法案を作るに際しまして忘れておつたのではないかと、うかがふ第一点であります。

それから、あと一つは、立地条件というものを全然考えられなかつたのではないかと。と申しますことは、ウインズケールの事故が起つたといひますけれども、あれは日本の国に於ては初めてみまうと、東海であつた事故が起つたといふと、その放射能は大抵浜松ぐらゐまで及んでおります。日本の場合だつたら一体どうなるか。ウインズケールは大したことでないのだといふことで御存じになつておられるようでありませうけれども、日本は、その中に東京も含まれてしまひます。大へんな問題になります。しかも、これは放射能に対する恐怖心の程度が、イギリスと日本では大へん違いますから、日本の場合だつたら大へんな騒ぎになる。きのうも参考人の中で

意見が出ましたけれども、動乱になりかねない様相を呈する危険さであるといふようなことになりまふ。それから、アイダホで事故が起りましたけれども、アイダホは、私はよく研究したわけではありませぬけれども、東海岸よりもいろいろな施設が集中しておるという話を聞いております。しかしながら、このアイダホの敷地はどのくらいかといふと、大抵関東地方が入つてしまふような大きさです。そこで事故が起つたといふこともアメリカは平静だと思ひましたら、まるで敷地の面積に格段の相違がある。日本でもしあれと同じような事故が起つたら一体どうなるか。これは関東地方は全部大騒ぎです。とんでもない動乱状態になる。こういうような立地条件を全然没却されてこの法案が作られたのは、一体どういふところから出ていかたと申しますと、国際間の常識、国際水準というものをとにしてこの法案は作られておる。しかしながら、その水準では日本ではなかなか納得できない面がたふさんあるといふ点を、ぜひ当局には肝に銘じて記憶願ひたいと思ひます。どういふ面かと申しますと、たとえば、きのうも参考人の方が言つておりました、ラジオ・アイソトープといふようなことが対象になつておられるのじゃないか。拡大放射能の性格を持つことによつて生ずるところの障害といふことに含まれますと、ラジオ・アイソトープも入るわけでございますが、ラジオ・アイソトープといふものは入つておらない。入つておらない理由といふものは、漏れ聞くところによりまふと、従業員ぐらゐしかあまり問題にならない、第三者はほとんど対

象とならないから、第三者の損害賠償という場合には、ラジオ・アイソトープの製造工場というものは対象にしなれてもよろしいのであつて、従業員だけを対象にすればよろしいのである、こういう考え方でこれは入つておらない。また、国際的な水準も、確かにそうなるおそれがある。ですから、私よくわかりませんが、ですから、国際的な水準でやつたといふことで良心を満たしたことになるのでございまいかなといふことなんです。東海岸でアイソトープの工場が火事になつたとかんとかいふことになれば、その被害はまことに甚大である。従業員だけで済む問題でない。といふことは、先ほど申し上げました立地条件というものが、外国と日本とは全然違ふ。従つて、この法案はそういう点で非常に不備であるといふことを言わざるを得ない。従つて、外国の法文並みに、第三者障害は、そういう拡大放射能による障害といふようなことになしに、原子炉災害だけでよろしいんだといふふうに規定をしておりますけれども、それだけではきつめて不十分なものになるのではないかと、住民としては非常に不安でたまらないといふことは、その点については、どうしてもこのままでは法案を通すことはきつめて不徹底である、こう考えますけれども、その点についての御見解を承りたい。

○紅政府委員 いろいろと石川委員から御指摘がございましたが、拝聴いたしておりました、一々思ひ当たるというふうに申しましょか、非常に重要な事柄であります。従ひまして、原子力委員会における部会におきまして、今御指摘になつたような点は議題としてぜひ取り上げていただきまして、早急にいろいろ措置を講じたいと思つております。ことにモニタリング・システムにつきましましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、県当局とも話し合ひは進めておりますけれども、これは一日も早く話し合ひをまとめて、そして、予算化できるものは、三十七年度の予算の編成も間近に迫つておりますので、予算化していきたいと考えております。

○井上説明員 アイソトープにつきましまして、この法案では対象にしていないんじゃないかといふ御質問があつたわけでございますが、その点に關しましては、石川先生も御指摘のように、アイソトープにつきましましては、各国とも第三者災害補償の対象にするかどうかといふことにつきましまして相当理論的、学問的な討論があつたようでございます。大体、現在におきましては、御指摘のように、世界の主要国におきましては、アイソトープは一応第三者災害補償の対象からはずしてあります。私どもの原子力委員会の災害補償専門部会におきましてこの問題を討論いたしたときも、同じく対象にいたして討論はいたしたわけでございますが、しかし、アイソトープの利用につきましましては、御承知のように相当きびしい、きびしい過剰といふ批判があるくらい放射性同位元素防止のための法律もございまして、それによつて第三者に被害が及ぶといふようなことは万々あり得ない、もちろん、取り扱いはいかにしましては、従業員がやは

りけがをするといふことはあり得ると思ひますけれども、少なくとも、災害補償制度を作つて第三者に十分の支払いが可能となるような制度を、特に制度的に作るほどのことはないのである、か、もちろん、第三者に対して、しからば全然被害がないかと言われますれば、それは取り扱ひいかにによりましては、そういう場合も万々ないとは言ひ切れぬかもしれませぬけれども、その及ぼす被害の範囲は、この法案で対象にいたしておりますような原子炉の運転とか、あるいは濃縮ウランの加工事業とか、あるいは再処理事業、あるいは臨界実験装置の運転というようなものに比較いたしますれば、全然問題にならないのではないかと、従ひまして、万々アイソトープによる災害が不幸にしてありましても、賠償能力としましては、特別の制度的なものを今すぐ考えなくても十分ではないかと、まあ、大体世界各國でもそのような判断をしてゐる次第でございますが、原子力委員会の災害補償専門部会におきまして、一応そのような判断をいたしまして、除外いたしたわけでございます。○石川委員 ラジオ・アイソトープの科学的な知識は、私はあまりありませんものですが、学者が慎重に検討したと言はれると、どうも弁解の余地が少ないので非常に残念なんです、しかし、私の聞いた範囲では、それは、立地条件がアメリカ、イギリス同様であれば、これは問題にならないといふことは言えるやうであります。しかし、日本の場合には、これは当然対象としなくてはならない。でありますから、私は、先ほど申し上げたやうに、

日本の特殊事情である被爆の経験のある唯一の国であって、非常に恐怖心が多いという点と、それから、立地条件が全然違ふのだという点を忘れてこの法案が作られたのではない。外国の法案を持ってきて一生懸命検討しているうちに、日本の特殊事情というものを忘れてこの法案が作られたのではないかという意見があらわにこちらから私を出てきていると思うのです。その端的な例として、私は一つこのラジオ・アイソトープの問題をあげたのにとどまるわけでありまして。この点は、私もさらに検討してみたいと思うわけでありまして、しかし、きのうの話なんか伺いまして、ラジオ・アイソトープによる障害というものは、決してそう過小評価すべきじゃないという意見が強く示されておつたようでありまして、この点は、質問としてはこの程度でやめまされども、さらに検討する余地があるというふうに申し上げておきたいと思ひます。

それから、一応こまかい点は抜きにいたしますけれども、この法案の対象となります点で問題になりますのは、評価機関の問題があると思ひます。原子力委員会の中に安全審査機構というものがあるけれども、これは、附帯決議で、常時活用できるような機構にしなければならぬ、あるいは、われわれの希望としては、内閣に直結する行政組織のような形でなければならぬということをお願いしておいたのですけれども、法案としては、それはなつておらないわけでありまして。常時諮問に応じて答える機関にすぎないわけであつて、特に原子炉を作る場合、それからこれを作ろうという場合

に、審査をするということに限定をされるのがおもしろなる任務なわけでありまして。しかしながら、せっかくこういう機構ができた以上は、これは行政機構のような形にして、内閣に直属するものな形に、これを評価機関に活用するということを考えていくべきじゃないか、こう考えるわけなんです。と申しますのは、現実の問題として、損害の事故ができたという場合に、それぞれいろいろ評価をするわけでごさいますし、いろいろな問題でございまして、それは必ずしも問題であります。しかし、実際問題とすれば、保険会社がこれを出てきて、保険会社が業者の立場でこれを評価する意見というものは、かなり重きをなしてくるという危険がないとは私は言えないと思ひます。そういう点で、これをほんとうに第三者の立場として、むしろ不幸な人災、天災的な災害でありますけれども、人災による損害を受けた第三者の立場に立つて何とか保護してやろう、こういう立場で評価をする機関がどうしてもなければならぬ。賠償紛争審査会というふうなものを臨時的に作つても、これはほんとうに臨時的なものであつて、てんやわんやで、ほとんど收拾がつかなくなるというところが容易に想像されます。こういうものではなく、とても急場には間に合わないのではないかと、従つて、私は、やはり安全専門審査会というものができたわけでありまして、これを活用するといふことを制度的に考えるべきではないか、こう考えざるを得ないわけでありまして。と申しますのは、この損害賠償の対象になるのは直接の損害でありまして、たとえば、移動の場合にどうなるかという問題が

あつたり、これはまあ、いろいろな考え方がありますけれども、あるいは日常の健康診断の費用というものは一体どうなるか、それから、避難命令が出た避難をしたというときに、実際に損害を受けたかどうかわからない、避難によつて起こつたところの損害はどうなるのだから、この損害賠償というものを一体どう評価するのだという、なかなか複雑な問題が次々として出てくるように予期されるわけでごさいます。従つて、こういう問題について、損害賠償紛争審査会というふうな、臨時的に、応急的に作つた機関では、なかなか私は処理し切れない、こう思ひます。審査会というものは、相当権威者を集めてそういう討議をするわけでごさいますし、それから、そういうことをそのまゝ生かすといふことになりまして、どうかよくわかりませんが、その辺は検討する余地がございまして、これを活用するといふことを積極的に考えなければならぬ。率直に言つてもらへば、諮問機関といふことではなくて、内閣の行政機関としてこの審査会というものがあつて、その行政機関によつて自動的に発動するといふような形でない、真の評価といふものが確立できないのじゃないかといふことを非常に心配しておるわけでごさいます。その点についてのお考えを、一応お漏らしを願ひたいと思ひます。

○池田(正)國務大臣 これは、この前の審査会のことでもよく関連してくるのでありまして、御承知のように、そういうものを「安全審査会」同様でございまして、そういうものを行政機関として常時置くといふことになりま

すと、ほんとうは、これはふだんあまり用事はないのです。そうすると、行政機構といふやつは腐つてきて、役人というものは使い道にならない。これは現実なんです。理屈じゃないのです。そういう意味で、今度の紛争審査会も、いつ起こるかかわからない、何年に一ぺん起こるか、何百年に一ぺん起こるかかわからない、そういうもののために常時行政機構として置くといふことは、やはり組織あるいは行政機構としての建前からいって、相当私は難点があると思ひます。そういう意味でございまして。

それから、もう一つは、御指摘になりましたように、保険会社からいひかげんにやられはせぬかといふような御心配、これは当然考えなければなりません。えてして、そういう傾向が今まであつたのです。これからはどうか知りませんが、あつたのです。これは事実でございまして、これをあくまでも排除し、除去しなければならぬ。そのためには、今の平時においては、専門部会といつたようなものは常にこれは活動しましてやつておりますし、従つて、ごらんの通り、私どもが専門部会のメンバーを御委嘱する場合でも、これは十分そういう点にも留意して専門部会のメンバーを御委嘱する、こういう建前で進んでおるつもりでございまして。

○石川委員 評価機関の問題は、またあとで御質問したいと思ひますけれども、安全専門審査会といふものがせつかくできたのですから、これを活用するといふことは少なくとも考えてもらわなければならぬ、こうわれわれは考えざるを得ないわけ。行政組織にしたいという気持はありますけれども、いきなり今度の法案改正でそこまですていていけるかどうかといふことは、われわれは非常にむづかしいと思ひます。しかし、希望としては、そういう希望を持っておるということをお考えおき願ひたいと思ひます。

それ以外に、いろいろこまかい問題がたぐさんありますけれども、省略をしたいと思います。ただ一点だけ、念のために何つておきます。

それは、きのうの東海村の中島さんの公述の中で、コールドホールの中の事故が起つて、原研の物件が損傷する、その場合五十億円という補償——アップ・リミットが五十億円ですが、そうすると、比例でやつてみますと、物件の方にほとんど補償がいつてしまつて、住民の方にはいかにないのじゃないかといふような心配がございまして、物件は、財産の場合は全然別な補償の対象になるので、あくまでも第三者だけの問題である、こういうふうな話をあとから私伺ひました。しかしながら、この法案だけ見ますと、その点が実に明確に欠いてゐるわけですが、第三者の補償といふのは、たとえば、コールドホールが事故を起こせば、原研といふものは第三者ではないか、この物件も補償しなければならぬのじゃないかといふ、ごく素朴な疑問が出るのは、けだしやむを得ないのではないかと考える。その点がこの法文では明確になつておらない。従つて、これはどういふ点で明確になつておるか、明確になつておらないとすれば、明確にする必要があるのではないかと

いうことを、非常にしろりとらしい質問なのかもしれませんけれども、一応考えたのであります。それで、念のため伺いますけれども、コールドホールが事故になれば、原研は第三者で、原研の物件は第三者損害としての補償の対象にならない、あるいは原研が事故を起こした場合は、コールドホールの方はそうならない、あるいは減免という問題も出て参ります。そういう点、一つ念のために伺いたいのと、それから、事業者以外の第三者は対象になると思ひますけれども、その場合の物件は、もちろん、損害の対象になると思ひます。その点が、この法文上はどうもはつきりしてないように思ひますので、一つ念のために伺っておきたい。

○井上説明員 たいだいまお話の中に、この委員会でないときに話を聞いたがという事です。実は、私が御説明申し上げたわけでございまして、ちょっと言葉が足りなかつたと思ひます。従ひまして、はつきりと申し上げさせていただきます。たとえば、コールドホールに事故がありましたときに、原研の物件はやはり損害賠償の対象になります。ただ、御承知のように、原研におきましては、やはり財産保険というように形でカバーされ得るわけでございします。その点で、この法案による補償のために、その大部分の資金が消えてなくなるという関係にはならないという趣旨のことを申し上げたわけでありまして、一応この法案におきましては、建前としては、御説のように、原研のコールドホールの事故があつた場合には、原研の施設は第

三者の扱いになります。それから、なお、一般住民の民家の物件も当然本法の対象になるわけであります。それから、さらに、ついででございますから追加して申し上げますれば、付近の住民が避難いたしましたときに、避難のための家財物件の損害、これも損害賠償の対象になります。

○石川委員 大体そのくらいにしておきます。こまかい点についてはまた……。

○山口委員長 岡良一君。

○岡委員 長官に若干お伺ひしておきたい点がございします。それは、昨日、一昨日、参考人の方にいろいろ御意見を承りました。そこで、東海村の原研の職員の御主張でございしたのが、従業員の補償について、特別の立法措置をぜひお願いしたいという強い主張がございしました。これは、私はもう当然なことだと思ひます。第三者以前に、まず、事故があれば犠牲に供せられるのは従業員でございします。従業員は災害の補償について立法的措置を講ぜられる御決意があるかどうか、この点をまず一つお伺ひしておきたい。

○池田(正)國務大臣 実は、私もよく存じなかつたのであります。有沢委員を中心にして、今までもその問題について真剣に研究して、何とかしたいということ、その検討を続けております。

○岡委員 先ほど厚生省のお方からの御発言でも、いわゆる原爆症に対しては、現地の健康保険や国民健康保険では使用を制限されておるような、もろもろの栄養剤その他もほとんど使つていない、こういうように、治療の内容

も非常に幅広く特例が設けられております。それから、やはり先ほどお話もありませんように、十二年、十三年たつて年々新しく症状を訴える者が千名以上もあるわけ。こういうようなことからいいますと、労災じゃとても到達できるものじゃない。特に労災では、最近改正になってから、打ち切り補償ということが強く訴えられておる。ところが、症状が固定したら打ち切り補償ということになるわけですが、この放射能障害の症状の固定というのは、一体何か、何をもちて症状の固定かという判断は、現在の医学ではできない。そういうふうないろいろな放射能障害というものの特殊事情に基づいて、労災とかその他の社会保険立法ではなく、これはやはり独自の放射能障害に対する法体系を持つて、従業員補償を行なうことが私は当然必要だと思ひます。重ねて長官の御所信を承りたい。

○池田(正)國務大臣 たしか労災の方も終身になっておるはずだと思ひます。今、岡委員が御心配になっておるような、そういうことは私も聞いております。また、そういうことはやるべきじゃないし、万が一労災保険がそういうような形で何らかの区切りをつける、線を引くといったようなことがかりにあるとすれば、そのときこそは、当然ながら方としては、原子力災害に対する補償というものはあらためてやらなければいけないという事態が起つてくると思ひます。

○岡委員 とにもかくにも、長官は非常に他の省の大臣に勧告がお好きですが、これは労働大臣に勧告を出して労災法の改正を求めるといふことではな

くて、やはりちゃんと特別な立法をしていただきたい。現に、広島、長崎の被爆者に対する医療という特別立法がある。そこでは、治療のワークというものを大いに拡大をし、その負担についても大幅なあれをやっている。こういう点を大きく参考にした特別立法をぜひお願いしたい。

それから、真崎保険ブル事務局長の発言に関連をして、まだはつきりした御答弁をいただいております。その中で、池田長官あるいは原子力委員長にお尋ねをするが、災害の評価の中で、東海村における飛行機の墜落という事故を想定しておられるかどうか、この点を一つ……。

○池田(正)國務大臣 委員会といたしましては、また、専門部会といたしましては、最悪の事態をも一応想定に入れて考慮しておる、こういうことではあります。

○岡委員 一昨年、特にコールドホール改良型の動力炉を導入することについて、その安全性に關して特別な委員会ができました。この委員長の福田さんがこの委員会にいられたときに私は聞いた。飛行機の墜落事故について、解析がありますかと言つたら、いたしておりました。その後、おやりになったのか、それから、おやりになったとすれば、どういふ結果を出しておるか。この間、原子力局長も、いすれ事故の解析はしたいと思ひますが、やりますというお話だったが、これは将来やるといふお話だったのか、どういふのですか。

○紅政府委員 個々の炉の審査にあたりまして、それぞれ飛行機の墜落事故ということも考慮はいたしておりました。しかし、前の会議でも岡委員から御指摘になりました通り、その結果を具体化するといふことは非常にむずかしい。その解析が非常にむずかしい解析でございします。審査のときには、大ざっぱな見当はつけておるということでございます。しかし、具体的な計算例等についてどうであるか、データはあるかというふうなことになると思います。残念ながら、非常に複雑な解析を必要としますので、出してはいない。従ひまして、前の会議でも、今後はいかに複雑であろうとも解析をしてもらうつもりであります。そういうことを申し上げたわけでございします。

○岡委員 この「原子炉の災害評価について」といふ資料を見ると、原研の一号炉、二号炉、三号炉、日立研究炉には、航空機の墜落事故については一言半句出ておりません。ところが、今度東芝へくると、はつきり作つておる。航空機が廃棄物処理場に墜落した場合はどうなるか、あるいは航空機が燃料を満載して原子炉室に衝突したらどうなるか、エンジン・シャフトが耐圧容器に突き刺さる、そういう最悪事態にどうなるかというところが書いてある。ところが、問題は、米軍の射撃場が存在するために危険区域と指定されておるその区域にある原研炉は、何も飛行機墜落の解析を書いてない。関係のない東芝の方には飛行機墜落の解析がある。僕はここに問題があると思ひます。これはどういふわけなのか。

○紅政府委員 お答え申し上げます。東芝につきましては、やはり羽田を往復するところの飛行機事故といふことを想定いたしておりますけれども、

コールドホルの審査の際におきましては、米軍の原子力施設上空の飛行禁止という事に相なっておりまして、のも一つでございます。また、その解析がきわめて複雑で、民間機と違ひまして、まだ解析がなされてない現状でございます。

○岡委員 きつ、参考人の中島君が、東海村の村民という立場、原研の従業員という立場から指摘しておられた事実は、現在でも原研の上を爆撃演習機がどんどん飛んでおるのだ、だから、誤投下は別としても、飛行機の墜落事故というものは、やはり地元の人々としても関心を持たざるを得ないということを書いておる。ところが、民間航空機についてはできておるのに、航空路が指定されない、あるいはレーダーで誘導されない、あるいは誘導されない飛行機がどんどん上を通過しているのです。それを全然解析してない。動力試験炉を置くときにはしますか、そしてここに発表しますか。そういう、一方でかぬと思う。ほんとうに損害賠償に対して政府が誠意があるならば、やはりこういうような最悪の事故についても十分考慮する、これが公正な立場だと思う。動力試験炉では解析をして結果を出されますか。

○紅政府委員 確かに、御指摘の通りの不均衡と申しますか、審査にあたつての不均衡があることは認めざるを得ませんが、動力炉の設置、これはすでに御承知の通りに、安全審査部会は通過しておりますけれども、この間申し上げておりましたように、今回新たに設置されました安全審査会——強化され

た後の安全審査会にも局の方から解析方を申し入れて、善処していただきたいと思っております。

○岡委員 そこで、これに関連して、補足的に長官にお聞きをしたい。これは宿題になっておいた問題だが、米軍の飛行機が墜落をして起こった事故についての損害賠償はどういうことになるのかという点であります。

○池田(正)国務大臣 これはきわめて大事なことであります。賠償法がない場合には、日米行政協定に基づいて、臨時特別法によって、調達庁を通じて米軍及び国から直接被害者及び原子力事業者による賠償が行なわれますが、この法律によって賠償責任の集中がなされた後は、原子力事業者が責任を負うこととなり、被害者に損害賠償を行なうこととなつております。なお、この場合には、原子力事業者は米軍及び国に対して当然求償することができるといふ建前をとっております。

○岡委員 そりすると、この法律案のどの条でそのことが可能になっておるのですか。

○池田(正)国務大臣 第五条でございます。

○岡委員 それでは、万一第三者に損害を与えたというときに、要するに、原子力事業者の物的な財産の損害じやなくて、その結果としてたらされた間接的な第三者の損害賠償は、やはり米軍は快くその補償を七五多支払ってくれるという前提でありますか、必ずしてくれませんか。

○池田(正)国務大臣 ただいま申し上げましたのは、当然第三者をも含めて申し上げたわけでございます。

○岡委員 それから、真崎原子力保険

ブル事務所長のお話で、この法律にも書いてあるが、燃料の輸送については、受け取る側が賠償の責任をとる、こう書いてありますが、そこで、具体的に私は心配するのだが、コールドホル改良型からは、一カ年間に大体何トン使用済み燃料が出ますか。

○紅政府委員 岡先生も御承知の通り、取りかえ燃料として大体六十数トンというところになっております。これが約二年間は燃え続けるという計算をしておりますので、年間というところになります。おそろくその半量、すなわち、大体三十トン近くのものが出るのはなからうかと考えております。

○岡委員 東海村の原子力発電のコスト計算では、プルトニウム・クレジツトというところに入つておりました。してみれば、使用済み燃料は英国に送り返す形になっておるが、どういふ経路で送り返すのか。

○紅政府委員 その点につきましては、まだ詳細な取りかめがなされておりません。今のお話は、プルトニウムは一応英国の方で買取つてあげましよう、大体これはどれくらい金額に見積もりましようという話でございます。正確に引き取つてもらえるという契約がなされておるわけですので、これを、あるいはわが国において、たとえば、燃料サイクルというものが確立しましたときには使ひ得るかもしれない。しかし、目下のところ、プルトニウムを日本で処理し得る装置はございません。なので、やはり英国へ送り返すよりほかなからうと考えるわけでありまう。これをどういふ輸送経路によつて出すかというところは、ただいまのと

ころ、まだ決定しておりません。

○岡委員 ただ、よく最近自動車事故があります。順序とすれば、東海村から横浜までが陸送、あとは船で送るということになると思ひます。そうすると、タンクカーが通つておるわ、ミキサーが通つておるわというところを——三十トン出るとしたつて、コンテナはおそろく十倍くらいの重さになるかもしれない。そうすると、三百トン以上の危険な重さになり、ものを陸送するということになる。こういう点は、やはり十分に研究しておいてもらわなければ困る。

それから、僕は心配なのは、一体船で送るとするならば、船が引き受けてくれるかという点だが、そこまで考へておるかどうか。これはこの間も、国際原子力機関の原子力船に関する損害賠償でも話したとまらぬ。一体船で引き受けてくれるか、何か当たつてみたことがあるのか。実に先の見通しというところについては念が入つてないと思う。大体どういふ計画でおられますか。

○池田(正)国務大臣 お答え申し上げます。これは最も慎重にやらなければならぬので、原子力委員会でも寄り寄りという話も出ております。それから、どういふふうにしたら一番安全に輸送できるかというところは、これは当然なことでございまして、御心配のないようにいたしたいと思ひます。

それから、燃料をAEAに返す場合の先ほどの御質問でございますが、多分、国会が済みますと、私はロンドンに行くようにと思ひます。その場合は、この問題につきましても十分話し合ひをしてみたい、かように思つております。

○岡委員 とにかく、アメリカの原子力船サバンナ号が、アメリカと仲のいい国の港に行きたいという申し出をしたときに、その相手の国は、もう領海に入つてくれるなど、仲のいい国だけれども、御遠慮申し上げているという事実があるのです。ところが、あつた小なサバンナ号の原子炉と違つて、これは使用済み燃料何十トンというものを送るので、大体港へ寄せてくれるかどうかさえ——私は、そんなのんきな国はないと思ふ。仲のいい国でもそうなんだから、そういう点もよく考へておかなければいけません。これは、ただ将来交渉するというようなことではなくて、どういふ方針で交渉するといふようなことをちゃんとしておかなければならぬ。

それから、僕は、この機会に池田長官にお話を申し上げておきたいと思ふのですが、実は、私どもは日英動力協定に反対をしました。反対の理由の一つは、この核燃料物質というものは、下手間違ふと原爆に使用される、であるから、これは国が管理すべきだという主張をまず前提に持つてゐるわけですから、そこで、英国から買ひ取つた核燃料物質は日本が所有権を持つてゐるわけですから、そこで、年に三十トンなり五十八トンなりの使用済み燃料が出る、何も英国に送る必要はない、これは日本が所有権を持つてゐるのだから、日本が持つていけばいい、ところが、天然ウランの使用済み燃料は、千トンばかりを処理しなければ採算ベースに乗らない、残念ながら、日本ではそれがやれないのだから、一年に出てくる使

用済み燃料は、日本が所有権を確保し  
ておく、そして、プルトリウムを向  
こうで加工賃を出して作らせる、向こう  
は採算ベースに乗るのだからやる、プ  
ルトニウムは将来日本が増殖炉を作  
つたときに必要なものだ、だから、日本  
が所有権を持つていて、それが流用さ  
れないように、アメリカとイギリスと  
の間には、たしかプルトリウム協定の  
ようなものがあるようだが、アメリカ  
の原爆に変形しないように、日本も英  
国に対して査察権を持つ、こういう態  
度をとることが、日本の原子力基本法  
第二条の、日本の原子力研究は平和目  
的に限るといふ趣旨にならうというの  
が、私どもの反対した理由です。これ  
は長官、最近なかなか張り切つてお  
られますけれども、こういう問題も真  
剣に考えてもらわなければならぬと思  
います。今度また第二号炉ができる  
とかなんとかいうことで、相当大量な、  
しかも、再処理すればプルトリウムに  
なり得るものが大量に出てくるわけ  
であります。とにかく二年間に六十ト  
ン、六十トンといえど百キロ、百キロ  
といえど、広島に落ちた原爆の二十発  
の原料でしょう、そういうものを売り  
渡すといふことは、原子力基本法の立  
場からいってもいかぬ。そういう点、  
原子力委員会としても考えてもらわな  
ければならぬ問題が迫つておると思  
いますので、こういうこともぜひ考  
えていただきたいと思います。これで私の  
質問を終わります。

山口委員長 齋藤憲三君。

齋藤(憲)委員 簡単に質問を申し上  
げて、最後に池田長官に御答弁を願  
いたいと思つてございます。

問題は、無過失責任及び責任の集中

と、これに対する求償権の第三条ない  
し第五条に関する問題であります。こ  
の前者、私がこの求償権につきまして  
質問を申し上げた速記録を読み返して  
みますと、私自身、言葉が足りなかつ  
たために、得心がいけない点が残つて  
おりますので、これを一つはつきりさ  
せておきたいと思つております。

第三条には「原子炉の運転の際、当  
該原子炉の運転等により原子力損害を  
与えたときは、当該原子炉の運転等に  
係る原子力事業者がその損害を賠償す  
る責任に任ずる。」とあります。そし  
て、この求償権は、故意または過失に  
よつて生じたときにある。第一に、こ  
の損害が第三者の故意または過失によ  
り、故意か過失かという判定は、一  
体どういふように行なうのであるかと  
いうことを事務局当局に何つておきたい  
と思ひます。

紅政府委員 これは、やはり最終的  
には裁判所が判定することではござい  
ますが、それ以前に解決することがあ  
らう必要なことでございしますので、  
故意または過失といふことの認定にあ  
たりましては、紛争審査会の活用に向  
ちたいと思つております。たとへば、  
保険会社等においても故意、過失の認  
定といふことはなされ得ると思ひま  
すが、しばしば本委員会におきまして  
も質疑が繰り返されておるうちに、営  
業会社である保険会社だけにまかせ  
ることなしに、このような際には、紛争  
審査会の活用をはかつて参りたいと考  
えております。

齋藤(憲)委員 故意または過失とい  
ふことが、この求償権に対しては重大  
な関係を持つものでありますから、将  
来この点に關しては非常に紛争が起

やすいと思ひます。「ただし、そ  
の損害が原子炉の運転等の用に供され  
る資材の供給又は役務(勞務を含む)の  
提供(以下「資材の供給等」とい  
う)により生じたものであるときは  
は、当該資材の供給等をした者又はそ  
の者の従業員に故意があるときに限  
り、これら者に對して求償権を有す  
る。」とありますから、たとへば、サ  
プライヤーの側に立つてみますと、  
自分たちが熱心に研究して、これ  
は大丈夫だと思つて供給したものが、  
もし事故が発生したという場合、いろ  
いろな点から故意にやつたのだとい  
うような判定を受けます。求償権が出  
てくるわけでありまして、たとへて申し  
すれば、五十億円をこえた場合には、  
政府が原子力事業者に對して援助をす  
る、ところが、その援助するといふ言  
葉の解釈もいろいろありますけれども  
も、政府が国会承認事項の範囲内にお  
いて無限に援助をする、その国家の援  
助額をこえるといふ名目によつて、サ  
プライヤーに事業者にかつて求償を  
行なうといふ権利が出てくるが、それ  
はどうなるのですか。故意の場合には  
そういう求償権があるのですか、ない  
のですか。それは、もしできるならば  
長官でもけつこうであります。一つ  
御答弁を願ひたいと思つてありま  
す。

池田(正)國務大臣 御承知のよう  
に、この法律は、まず、原子力事業者  
に對して、原子力の損害についての無  
過失賠償責任を課しておる。その上  
に、責任を事業者に集中しておるの  
でありますから、事業者以外のもは、  
すべて原子力損害賠償の責任を負わ  
せることはしない。ただ、問題の点は、

サプライヤーに對して事業者が求償権  
を有するか、有する場合もある。あり  
ますが、この法律によりましては、政  
府が援助を行なつた場合においても、  
政府が代位求償をすることは全然予  
想してないといふことはつきり申し上  
げておきます。

齋藤(憲)委員 そうすると、あらゆ  
る場合を想定して、故意か過失かとい  
うような紛争が起きたときには、その紛  
争が解決せざる限りにおいては、普通  
のコースから言つて、サプライヤーに  
對して求償権があるわけですね。しか  
し、私はよくわからないのですが、第  
五条第二項には、「前項の規定は、求  
償権に關し特約をすることを妨げな  
い。」といつておる。これは何を特約  
しようとするのか。この前の私の質問  
に對して、紅原子力局長はこういうこ  
とを言つておられます。「故意があり  
ますときの求償権といふものはござい  
ますが、その場合には、特約いたしま  
して、免除することもできるというよ  
うなことを制度としておるわけござ  
います。従ひまして、故意によるこ  
ろの求償権があつたとしても、特約に  
よつて外国のサプライヤーは免れると  
いうような措置を第五条第二項に講じ  
ているといふことでございします。」こ  
ういふ答弁なんです、そういう求償  
権の免除といふことは、その第五条第  
二項の特約といふものによつて有効的  
にやり得るのか、やり得ないのか。

池田(正)國務大臣 第五条のただし  
書きにある通り、求償関係は当事者  
間の特約にゆだねてあるわけであり  
ます。従つて、その特約をする場合に  
は、求償権を生じないようにやつておけ  
ば何でもない。問題はそこから分かれて

くると思ひます。ですから、特約をす  
る場合に、求償権を生じないようにし  
ておく。そうすれば、いかなる場合で  
も、政府が事業者にかつてサプライ  
ヤーに求償することはない、そのよう  
に理解していただきたいと思います。

齋藤(憲)委員 そうすると、第三  
条の「無過失責任及び責任の集中」とい  
うものは、第五条第二項の特約とい  
ふことをサプライヤーとの契約の中に入  
れておくと、いかなる場合があつても  
求償権といふものはサプライヤーに及  
ばない、事業者及び政府がその賠償  
の責任に任ずる、こういうことであ  
るか。

池田(正)國務大臣 お答えいたしま  
す。全くその通りであります。  
山口委員長 他に御質疑がなければ、  
本日はこの程度にとどめ、これに  
て散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和三十六年五月十七日印刷

昭和三十六年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局